

第 2 回検討会における主な意見等

令和 2 年 8 月 2 4 日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

○第2回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

項目	NO	主な意見	発言者	
ア 管理の在り方	1	荒廃農地の活用方法として、放牧地、観光資源、養蜂を組み入れた景観作物、鳥獣害被害が少ない作物の導入などの例がある。また、緩衝帯は、点で整備しても意味が無いので、面的に設置する必要がある。	笠原委員	
	2	維持管理コストのかからない粗放的な土地利用を実現するためには、どのような追加的投資が必要になるのか、土地利用の方法ごとに整理しておく必要があるのではないか。	安藤委員	
	3	農地の利用方法の転換を図る場合、防災的な役割など、多面的機能が維持されるのかどうか気になる。	田口委員	
	4	農地の利用には、色々なグラデーションがある。例えば放牧の場合、併せて水路を維持するような放牧、荒廃農地にならなければよいだけの放牧などがあり、濃淡を付けた議論が重要。	林委員	
	5	農地を単一の利用ごとに分けるのではなく畜産業や林業、内水面漁業などを重ねるような土地利用又は使い分けしながらも一体となっているような土地利用という視点も大事。	深町委員	
	6	地域の年配者の水管理、防災などの知恵や経験を活用する視点も必要。	深町委員	
	7	農地を山林にする前に、山菜や薬草、実取りとうもろこしなど手間のかからない作物生産を考えることが重要。	高橋委員	
	8	「農地への復旧が容易な非農地に転換」については、地目の扱いと農業委員会等関係機関の関与の在り方について検討すべき。非農地を農地に戻すには、費用と時間が必要。	笠原委員	
	放牧	9	放牧は、広い耕作放棄地を管理でき、社会にとっては、耕作放棄地対策、国土資源の有効利用、景観管理等につながり、農家にとっては、低コストで過剰投資が抑制できるため所得の向上につながる。また、鳥獣害の抑制や動物との触れ合いの場にもなる。	梨木氏
		10	放牧は、技術的に確立しており、管理も容易で、経営としても成り立つ。	梨木氏
		11	放牧地の農業水利施設は、放牧地内及び周辺に水田が無い場合は管理は不要だが、点在する土地を活用し、周囲に水田がある場合には、用排水路に牛が行かないようにするために牧柵等による管理が必要。	梨木氏
イ 土地を利用・管理する主体	12	農地集積においても放牧においても、マッチングは重要な論点。両者のニーズを掘り起こすような「攻めのマッチング」実現のため、人材育成やマッチング手法の開発、あるいは既にそういうことができている人から学ぶということが必要ではないか。	広田委員	

項目	NO	主な意見	発言者
ウ 合意形成手法	13	最終的には多様な主体の参画の下での合意形成が必要だが、小さい単位での意識付けは必要。このため、話し合いが必要な理由を最初に理解してもらうことに時間をかけるなど序盤のプロセスを考えて貰いたい。	広田委員
	14	市町村のリーダーシップと関係機関の明確な役割分担をした中で、主体となる参画者がそれぞれの役割をきちんと理解して連携し、話し合いを進めていくことが重要。	笠原委員
	15	合意形成を図っていくためのコーディネーターの確保は必要だが、高いスキルが要求されることも事実。短期的な研修で高いスキルを習得できるかは、気になるところ。	田口委員
	16	若者や非農業者を巻き込むためのコーディネートをする人の存在も重要。	深町委員
	17	もともとの農業従事者と、半農半X等の新たな農業従事者には、農業に対する意識差がある印象。例えば、後者が無農薬栽培を行おうとする際など、軋轢を生じやすい。	田口委員
	18	最初から農地の話をするのではなく、農家以外の住民も話し合いやすい話題（廃校跡地の活用など）を切り口として入り、そこから農地の話をしていくということも有効ではないか。	安藤委員
	19	議論の枠組みを狭くするか広くするかは、双方にメリット・デメリットがあるため、よく議論する必要。（例えば、狭い場合は合意形成しやすいが、広がりのあるアイデアが出にくい等）	林委員
	20	地域の話合いの中で、土地の話が少しでも出てきたら何段階かに分けて土地の話を広げていくという方法を大事にしている。	高橋委員
地域の範囲	21	合意形成の範囲が大きいと話が進まない。まずは、集落や自治会で話をし、その上で隣の集落と一緒にする方法はあり得る。	笠原委員
	22	話し合いの範囲は、できる限り小さい範囲が基本であり、これまでは一つ一つの集落で話し合いをしてきたが、一つの集落ではもう完結できない状態。これからは、里海から里地、里地から里山、と話し合いの括り（土地利用の取組の範囲）を広げていくことが必要。	高橋委員
	23	話し合いには「話し合いの括り」を決めることが大事。そのために、集落単位で、人材、コミュニティ等の有無等を調べ上げ、カルテを作成することが有効。	高橋委員
	24	括り（土地利用の取組の範囲）を広げていくことに関し、集積と作物の選定がポイント。また、作物によっては、基盤整備や団地化、労働時間の軽減、耕畜連携による労働力の軽減が必要。	高橋委員
	25	ネットワークでつながる地域同士は必ずしも対等ではないので、両者にメリットが必要。	林委員

項目	NO	主な意見	発言者
ウ 合意形成手法			
参集者の範囲	26	土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の方々などが話合いに参画する体制が必要。	笠原委員
	27	現役世代だけでなく、若者世代が入り、農家・非農家の枠を超えた話合いが必要。	高橋委員
	28	家族と話合いができなくても隣人とならできるもので、これをうまく使っている。	高橋委員
	他制度の活用	29 人・農地プランの実質化で形成した話合いの素地を新たな土地利用への転換の合意形成の場に継続していくことが必要。	笠原委員
		30 話合いを重ねることが必要。また、人・農地プランや中山間地域等直接支払の集落戦略等をかみ合わせることも必要。	高橋委員
	権利義務関係	31 固定資産税や土地改良区の賦課金の支払について、貸し手、借り手間できっちりと契約を締結することが必要。	梨木氏
		32 放牧地の貸しはがしへの対応として契約の締結、あるいは農地中間管理機構がしっかりと面倒を見ることがあげられる。	梨木氏
		33 相続未登録農地が、せっかくの合意形成を台無しにしてしまうケースがある。新たな土地利用に転換する場合だけでも活用しやすい方法を考えていただきたい。	笠原委員
オ 土地利用（ゾーニングの要否等）	34	広い面積を利用する作物を導入する場合は広域的な土地利用計画の策定も必要となる。	高橋委員
	35	土地利用の検討は、時間軸を強く意識した上で、複数の未来を想定した戦略を立てることが必要。	林委員
カ 国・地方自治体の関与の在り方	36	本来は、近くにいる市町村職員が地域をみるのが基本。ただ、昨今のマンパワー不足と人事異動で、地域との信頼もゼロからとなりがち。このため、県内異動の県職員が現場を借りながら、市町村職員や地域のリーダーを並行して人材育成しようとしている。	高橋委員
	37	計画ができて、現場で動かそうとするときに、お金が付きやすいものになびいてしまうため、自治体の人に多様性が無くなる。コーディネーターだけではなくて、行政の組織の中で考え方を浸透させて機能するようにすることが必要。	深町委員
	38	放牧の展開に当たっては、普及員等の指導体制の整備が必要。また、放牧そのものの指導者も必要だが、土地の確保、トラブルへの対処、家畜衛生対応などに精通する人材も育成していくことが重要。	梨木氏
	39	放牧を推進するための制度として、技術指導や合意形成の取り付けを担う人材の確保・育成や、中山間地域等直接支払制度のメニューへ耕作放棄地放牧の明記等が望まれる。	梨木氏

項目	NO	主な意見	発言者
カ 国・地方自治体の 関与の在り方	40	行政からひな形や例示が示されると、画一的な考えとなってしまうことがとても多い。地域での話し合いが進むよう例示を増やすことも考えられるが、地域が一番やりやすい話し合いの方法で計画を立ててもらうことが必要ではないか。	笠原委員
	41	市町村職員が、地域の現状をデータ等で伝えることが重要。	笠原委員
	42	多様な利用を促進するためには、簡易な基盤整備、話し合いの円滑化や農地等の維持管理活動への助成等の支援や半農半X等の新たな農業従事者参入の促進も必要。	笠原委員
	43	山形県では、地域の話し合いを県職員が手伝う「元気な地域づくり支援プロジェクト事業」を実施しており、「地域づくりプランナー」の認定登録制度もある。	高橋委員
	44	「モデル放牧」を各県に一つ設ける案も考えられるのではないか。	広田委員
	45	放牧に取り組むには、土地の集積と、土地貸借の制度面のアシストが急務。農地中間管理機構の機動的な取組が望まれる。	梨木氏
	46	農地の範疇に関する整理が必要。例えば焼き畑農業の場合なら、一時的に林地に戻ることもなるが、その際の取り扱い、また、山菜採りの原野の扱いなど。	安藤委員
	47	生物多様性、文化、歴史などの視点から評価された農地を守るべき農地として位置づけることも重要な論点。	深町委員
キ 食料の安定供給の 許容性	48	土地利用のメリット・デメリットは、様々な視点から考えるべき。「個人の気持ち」や「国民的な食料の確保」など視点ごとに整理し、こういう場所ではこういう土地の使い方が良いという方向まで持っていくことが必要。	林委員
その他	49	人が減っても集落が連携すればなんとかなるというのは重要な視点。	安藤委員
	50	荒廃農地の対策を必要とするのは中山間地域が中心であるが、平地も含めて議論すべき。	笠原委員
	51	農林水産省説明資料「第1回検討会における主な意見等」の参考資料4において、総戸数が3戸を切ると他の集落と共同で保全活動を行う率（共同保全率）が高くなっているが、この定義（分母と分子）は何か。 【参考資料：地域資源の共同保全率と総戸数の関係】	安藤委員

地域資源の共同保全率と総戸数の関係

参考資料

- 各地域資源（農地、農業用排水路、ため池・湖沼）の保全活動が行われている農業集落数の割合は、農地が46.1%、農業用排水路が78.4%、ため池・湖沼が60.8%。
- また、共同保全率（保全活動が行われている農業集落数に対する、共同で保全している農業集落数の比率）は、農地が33.3%、農業用排水路が43.9%、ため池・湖沼が37.3%。

【地域資源の保全割合（農業地域類型別）】

（単位：％）

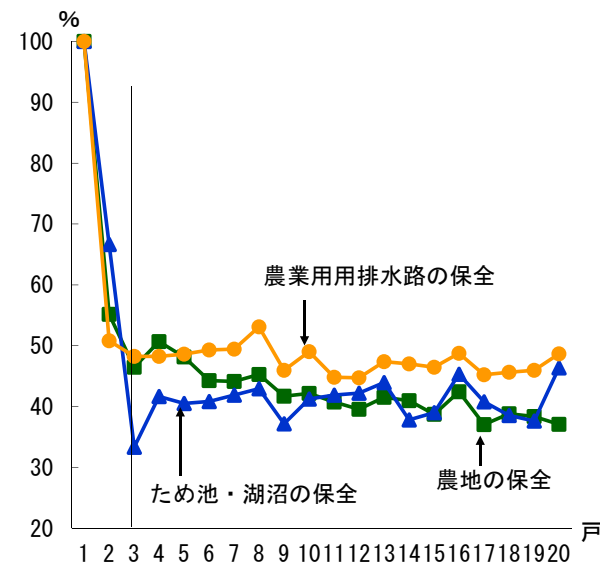
	農地			農業用排水路			ため池・湖沼		
	保全している	うち、共同	共同保全率	保全している	うち、共同	共同保全率	保全している	うち、共同	共同保全率
全 国	46.1	15.3	33.3	78.4	34.4	43.9	60.8	22.7	37.3
都市的地域	27.5	7.8	28.3	71.8	33.5	46.7	59.5	24.7	41.6
平地農業地域	48.1	15.7	32.7	81.9	36.3	44.3	64.8	24.7	38.0
中間農業地域	51.2	18.0	35.1	80.4	35.4	44.1	63.5	23.1	36.4
山間農業地域	55.1	18.6	33.8	77.5	30.8	39.7	46.3	14.6	31.7

注1：保全割合と共同保全割合は、当該地域資源がある集落に対する保全（共同で保全）している集落の割合。

注2：共同保全率は、対象となる地域資源保全を複数集落が共同で保全している割合と、集落単独又は複数集落が共同で保全している集落の割合との比率である。

資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

【地域資源の共同保全率と総戸数の関係】



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

第2回 新しい農村政策の在り方に関する検討会資料（抜粋）
（令和2年7月7日）